

国有林材（製品販売）の安定供給システム協定書（案）

（令和 7 年度第 号）

国有林材の安定供給システムによる販売の実施に関し、中部森林管理局長 森谷 克彦（以下「甲」という。）と、 （以下「乙」という。）とは、令和 年 月 日から令和 8 年 4 月 3 0 日まで下記により協定する。

令和 年 月 日

甲 住 所 長野県長野市大字栗田 715 番地 5
氏 名 中部森林管理局長 森谷 克彦

乙 住 所
氏 名

記

第 1 条 甲乙双方は、信義に則り、相互に協力し、かつ、誠実にこの協定の遵守に努めるものとする。

第 2 条 甲は、この協定に基づく林産物の販売計画を別紙のとおり定めるとともに、当該林産物の安定供給に努めるものとする。

第 3 条 乙は、前条の計画に基づき供給される林産物の購入に努めるとともに、購入する林産物の利用及び加工・流通等に係る取組その他について、企画提案書の内容を踏まえたものとなるよう努めるものとする。

第 4 条 乙は、甲に対し、企画提案書に記載した取組の実施状況について報告を行うものとする。

（1）乙は、甲が行う報告内容の確認作業に協力するものとする。

第 5 条 林産物の販売は、森林管理署長、森林管理署支署長又は森林管理事務所長と乙との売買契約に基づき行うものとする。

第 6 条 乙は、購入した林産物について、その売払いを受けた目的以外に使用し、消費し、担保に供し、又は他人に譲り渡してはならない。

第 7 条 甲は、乙が前条の規定に反していた場合にはこの協定を解除することができる。

第 8 条 甲乙双方は、特に必要と認める場合は、協議の上、この協定の変更又は解除をす

ることができるものとする。

第9条 特約条件

(1) 甲は、この協定に基づき販売する物件について次の証明をするものとする。

(ア) 持続可能な森林経営が営まれている森林から合法的に伐採されたものであること。

(イ) 間伐材であること。

ただし、甲が認めるパルプ材等及びF I T認定木質バイオマス発電燃料用に限る。

(ウ) 間伐材等由来のものであること。

ただし、甲が認めるF I T認定木質バイオマス発電燃料用に限る。

(2) 乙は、合法性、持続可能性を確保した木材から生産された木材、木製品であることを需用者にPRするよう努めるものとする。

(3) 第5条に基づく林産物の販売は、乙が複数の場合、森林管理署長、森林管理署支署長又は森林管理事務所長（以下「森林管理署長等」という。）と乙の代表者との売買契約に基づき行うものとする。

(4) 売買契約は売買の都度行うこととし、販売価格は、売買の都度、森林管理署長等が算出する予定価格以上で決定するものとする。

販売価格については、主要な銘柄の単価をあらかじめ甲乙協議の上、取り決めるものとし、取り決めた銘柄は単価毎に材積を乗じて算出した価格の総額以上で森林管理署長等が算定した金額で決定するものとし、取り決めのない銘柄は契約毎に協議した上で決定するものとする。

あらかじめ取り決める単価は、木材市況や流通等の動向により、合意した時点と大幅な価格変動が長期に渡り見込まれる場合は、必要に応じて協議し、見直しすることができるものとする。

(5) 林産物品の引渡し地点の内、乙が指定する箇所においては、林産物の引渡しに必要な専有面積の確保及び引渡し前の林産物について善良な管理を乙の責任により実施するものとする。

(6) 国有林材の引渡しは代金納入確認後とする。

(7) 乙は、甲が企画提案書の内容を確認する必要がある場合、確認作業に協力するものとする。

(8) 乙は、協定に係る全ての物件について売買が完了した後、第4条に基づく報告を行うものとする。ただし、複数年の協定にあっては、協定期間の年度毎に、報告を行うものとする。

また、甲は協定期間中に中間報告を求めることが出来るものとする。

(9) 甲は、協定量に対し販売量が超過する場合は、協定期間中であっても供給を終了する場合がある。

- (10) 自然災害、事故及び犯罪など、協定者に責のない事由による場合を除き、乙は購入を拒否できない。
- (11) 乙が正当な理由なくして協定書及び売買契約書の規定に違反した場合、システム販売の対象製材工場等の要件を失った場合、犯罪その他信用を失う行為を行った場合は、甲は協定を解除することができる。
- (12) 上記(11)により、協定を解除した場合は、協定者は解除によって生ずる損害賠償を請求することはできない。
- (13) 甲は、乙が企画提案書に記載した内容及び協定数量を原則公表するものとする。
- (14) 自然災害等により応急仮設資材等の要望がある場合は甲乙協議の上、必要な資材の供給に努めるものとする。

第 10 条 この協定に定めのない事項については、必要に応じて、甲乙協議の上、定めるものとする。

国有林材（製品販売）の安定供給システム販売協定単価（案）

（令和 7 年度第 号）

国有林材（製品販売）の安定供給システム販売協定書第 9 条（4）に係る協定単価を別紙のとおり定め、令和 年 月 日から有効とする。

令和 年 月 日

甲 住 所 長野県長野市大字栗田 715 番地 5
氏 名 中部森林管理局長 森谷 克彦

乙 住 所
氏 名